

平成 年 月 日

企業法務プロフェッショナル協会の活動主旨に賛同し、メンバー会員として入会することを申し込みます。
入会後は、裏面規約、企業法務プロフェッショナル協会の会則及び諸規定を遵守することを誓約致します。

フリガナ			
会社名			
本社所在地	〒		
フリガナ			
代表者名・職位			
代表電話・FAX	電話		FAX
フリガナ			
連絡担当者名 E-mail アドレス	@		
メルマガの配信	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない(定例会案内は <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送を希望)		
担当者部署・職位			
担当者勤務地	※ 〒		
担当者電話・FAX	電話		FAX
事業内容			

※: 担当者勤務地と本店所在地が同一の場合は記入不要です。
なお、株式公開企業の場合には、水色欄のみのご記入でも構いません。

年会費 支払方法	<p>入会金 : 0円 年会費 : 個人メンバー:31,500円(税込)、法人メンバー:52,500円(税込/3名登録可能) 非メンバー様がスポットで会合に参加される場合の参加費: 10,500円(資料代、会場費) 弁護士法人畑中鐵丸法律事務所と法律顧問契約を締結されている企業様: 無料法人会員として優待</p> <p>払込口座: みずほ銀行 銀座支店 (普)2503231 L・Brain株式会社 エル・ブレイン(カ) (企業法務プロフェッショナル協会料金収納代行)</p>
-------------	--

<お問い合わせ>

事務局 TEL:03-3217-1031, FAX:03-3217-1032

入会申込みにあたっての個人情報の利用目的に関するお知らせ

- ① 企業法務プロフェッショナル協会では、個人情報に関しての法令およびその他の規範、および企業法務プロフェッショナル協会内において定めた「個人情報保護規定」を厳守し、個人情報を適切に管理します。
- ② ご入会にあたって提供していただく個人情報は、企業法務プロフェッショナル協会会務のための事務作業、会員用サービスやセミナー等のご案内などの目的で利用します。
- ③ 企業法務プロフェッショナル協会では、法令に定める場合を除き、予め情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。
- ④ 個人情報の取り扱いについての詳細は当協会ホームページ <http://www.corplawpro.jp> (準備中)にてご確認ください。

小 会 記 入 欄	入会年月日	年	月	日	会員No.
	申込書送付印	申込書受取印	入会処理	検印	
					<input type="checkbox"/> 入会処理 <input type="checkbox"/> 入会資料 <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 会費請求

企業法務プロフェッショナル協会会員規約

第1条（定義）

【協会】

企業法務プロフェッショナル協会をいいます。

【個人メンバー】

協会の目的に賛同し、個人で定例会に参加するメンバーをいいます。

【法人メンバー】

協会の目的に賛同し、法人で（法人所属の役職員3名以内で）定例会に参加するメンバーをいいます。

【幹部メンバー】

個人メンバーないし法人メンバーの中から、その活動実績等を勘案して、協会が適切と認めたメンバーをいいます。

【各メンバー】

個人メンバー、法人メンバーを総称したものをいいます。

第2条（入会申込）

入会申し込みは、本規約を承認の上、協会の指定する方法をもって必要事項を協会に提出しておこなうものとします。

第3条（契約の成立）

前条で定める方法で協会に入会を申し込み、協会がこれを承諾した場合、本規約の条件で入会契約が成立するものとします。

第4条（会費等及び支払条件）

各メンバーは、年会費等を支払期日までに協会の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとし、支払いにかかる手数料は振込各自が負担するものとします。

第5条（違約金）

既に入会契約が成立しているにもかかわらず、途中キャンセルする場合には、協会が別途指定する違約金が発生します。

第6条（会則の遵守）

各メンバーは、本規約のほか協会が別途定める協会会則を遵守します。

第7条（機密保持）

協会並びに各メンバーは、入会後に協会から提供された機密情報、又は他の会員に関し知り、若しくは知り得た当該他の会員の機密事項について、前者は協会の、後者は当該他の会員の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

各メンバーは、以下の一に該当した場合、直ちに会員資格を喪失することに同意します。

- (1) 死亡（個人の場合）
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けもしくはした場合、または特定調停の申立てをした場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- (4) 協会及び他の会員の信用・名誉を著しく損なう言動若しくは行為があり、又は公序良俗に反する団体若しくはその関係先に所属する等により著しく信用に欠けると判断された場合
- (5) 集団的若しくは常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属していること若しくはこれらの団体に属している者と取引のあることが判明した場合、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条に定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員若しくはこれらの関係者であることが判明した場合
- (6) その他協会が不適切と認める事由があった場合

第9条（脱会）

各メンバーは、協会の指定する方法をもって協会に対し脱会届を提出し、協会の承認をもって協会を脱会することができます。

第10条（仲裁合意）

協会、各メンバーは、協会（本規約を含む）または協会に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京都において非公開仲裁手続により最終的に解決されることに合意します。

第11条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈には、日本国法が適用されるものとします。

第12条（協議義務）

本規約に定めのない事項については、協会と各メンバーとの間で誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

第13条（規約の改定）

本規約は、協会執行委員会の決議に基づき改定する場合があります。